資料2

第３章　第 10 期の基本目標と施策の展開

第１節　基本理念

本広域連合では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきました。

2040 年（令和 22 年）には、介護ニーズが高まる 85 歳以上人口の割合の上昇や生産年齢人口の減少が進む中で、医療・介護の複合的ニーズを抱えた慢性疾患等のある高齢者が増加していくことが見込まれています。

これらの社会情勢の変化に対応するため、第 10 期計画でも、これまでの取組の方向性を引き継ぎ、2040 年を見据えた中長期的な考えのもと、介護サービス基盤や医療提供体制等の一体的整備、高齢者等の意思決定支援や権利擁護、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上、経営改善支援などを推進し、「介護が必要となっても その人らしく暮らし続けることができる 地域社会の構築」を基本理念に掲げます。

（第 10 期計画の基本理念）

介護が必要となっても

その人らしく暮らし続けることができる

地域社会の構築

第２節　基本目標と施策の体系

１　基本目標と施策体系

基本理念の実現のためには、介護サービスだけでなく、介護予防や高齢者の生活支援などを含む「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。この取組は、介護保険制度の地域支援事業及び保健福祉事業を中心として、各構成市町においても健康づくりや福祉事業により、実施されています。

これらの取組を一体的かつ調和的に進めるため、次のとおり基本目標と施策の体系を定めます。

基本理念	基本目標	施策
介護が必要となっても　その人らしく暮らし続けることができる　地域社会の構築	基本目標１ 健康づくりと介護予防の推進	（１）介護予防・生活支援サービス事業の充実
		（２）一般介護予防事業の充実
	基本目標２ 地域で支え合うしくみづくり	（１）地域包括支援センター運営の充実
		（２）在宅医療・介護連携の推進
		（３）生活支援体制の整備
		（４）認知症施策の推進
	基本目標３ 自立と安心につながる支援の充実	（１）介護保険事業運営の安定化
		（２）地域における自立した生活の継続支援
		（３）頼れる身寄りのない高齢者等への支援
		（４）高齢者の権利擁護
	基本目標４ 安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり	（１）介護保険サービス等の質の向上
		（２）介護人材の確保・定着と資質向上の推進
		（３）特定地域（中山間・人口減少地域）への対応
		（４）災害・感染症対策に係る体制整備

2　地域支援事業等（介護保険制度）の中での位置づけ

基本目標、施策体系	地域支援事業等	
1　健康づくりと介護予防の推進 （1）介護予防・生活支援サービス事業の充実 （2）一般介護予防事業の充実	**Ⅰ　介護予防・日常生活支援総合事業**	1　介護予防・生活支援サービス事業 2　一般介護予防事業
2　地域で支え合うしくみづくり （1）地域包括支援センター運営の充実 （2）在宅医療・介護連携の推進 （3）生活支援体制の整備 （4）認知症施策の推進	**Ⅱ　包括的支援事業（包括センター運営）**	1　総合相談支援事業 2　権利擁護事業 3　包括的･継続的ケアマネジメント支援事業 4　介護予防ケアマネジメント事業
	Ⅲ　包括的支援事業（社会保障充実分）	1　在宅医療・介護連携推進事業 2　生活支援体制整備事業 3　認知症総合支援事業
3　自立と安心につながる支援の充実 （1）介護保険事業運営の安定化 （2）地域における自立した生活の継続支援 （3）頼れる身寄りのない高齢者等への支援 （4）高齢者の権利擁護	**Ⅳ　任意事業**	1　給付適正化事業 2　家族介護支援事業 3　その他の事業 成年後見制度利用支援事業 地域自立生活支援事業　等
	◎　保健福祉事業	1　介護予防、自立支援等推進事業 2　在宅介護継続支援事業（介護用品支給）
4　安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり （1）介護保険サービス等の質の向上 （2）介護人材の確保･定着と資質向上の推進 （3）特定地域（中山間・人口減少地域）への対応 （4）災害・感染症対策に係る体制整備	**◎　介護情報利活用事業**	1　介護情報利活用事業

第３節　地域包括ケア推進体制

〇地域包括ケアシステム推進のため、各構成市町の実情に応じた柔軟な取組を進めるとともに、個々の構成市町のみでは対応が困難な地域の共通課題について、本広域連合と構成市町が連携し、課題解決を図ります。

〇広域連携のスケールメリットを生かした適正な介護保険制度の運営に努め、おおむね中学校区単位で、23 の日常生活圏域を設定し、圏域単位での取組を推進します。

〇本広域連合では、23 の圏域すべてに、「おたっしゃ本舗」という愛称で地域包括支援センターを設置しています。

■日常生活圏域、構成市町、広域連合の位置づけと役割

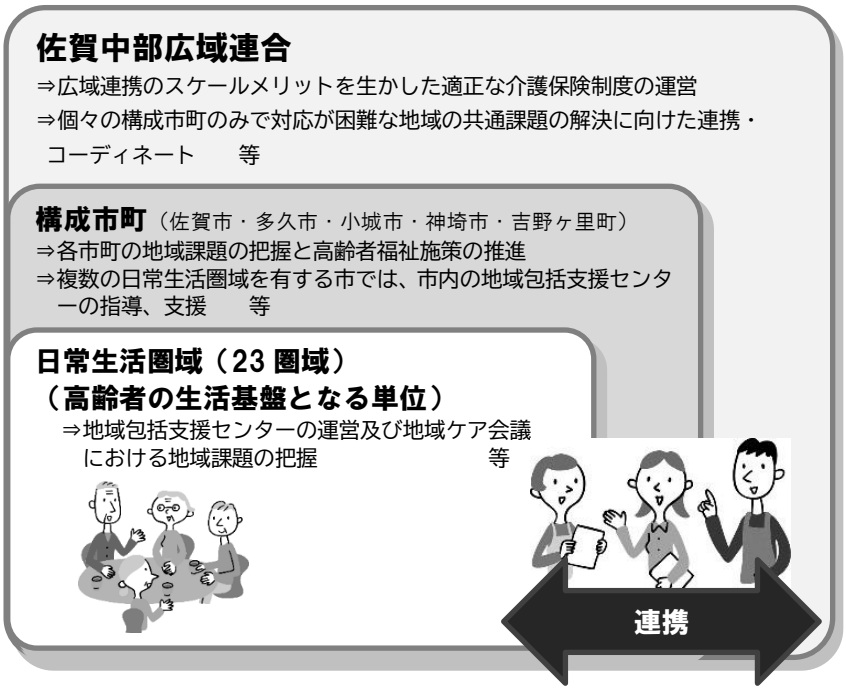

第４節　日常生活圏域の設定

〇介護保険者は、地理的要件、人口、交通事情その他の社会的要件、介護給付等対象サービスを提供するための地域密着型サービスの整備状況等を総合的に勘案するとともに、地域包括ケアシステムを念頭に置いて、中学校区単位等、地域の実情に応じた「日常生活圏域」を定めることとなっています。

〇第 10 期においては、第９期計画に引き続き、23 箇所の圏域を設定します。

■日常生活圏域の高齢者人口等の状況（令和８年３月末現在）

（単位：人）

日常生活圏域	総人口	高齢者（65 歳以上人口）			高齢化率
			前期高齢者（65～74 歳）	後期高齢者（75 歳以上）	
１:佐賀	17,524	4,927	2,262	2,665	28.1%
２:城南	20,392	5,717	2,391	3,326	28.0%
３:昭栄	20,667	6,704	2,927	3,777	32.4%
４:城東	29,310	6,971	3,118	3,853	23.8%
５:城西	17,785	4,876	2,119	2,757	27.4%
６:城北	22,068	6,477	2,651	3,826	29.4%
７:金泉	7,988	2,889	1,127	1,762	36.2%
８:鍋島	21,039	5,768	2,704	3,064	27.4%
９:諸富・蓮池	11,100	3,985	1,596	2,389	35.9%
10:大和	23,475	6,843	3,071	3,772	29.2%
11:富士	3,004	1,456	628	828	48.5%
12:三瀬	1,046	477	183	294	45.6%
13:川副	14,578	5,348	2,276	3,072	36.7%
14:東与賀	7,378	2,225	979	1,246	30.2%
15:久保田	7,140	2,304	1,055	1,249	32.3%
16:多久	17,218	6,768	3,027	3,741	39.3%
17:小城	14,502	3,403	1,628	1,775	23.5%
18:小城北	14,979	5,205	2,371	2,834	34.7%
19:小城南	14,335	4,745	2,086	2,659	33.1%
20:神埼	18,359	5,840	2,600	3,240	31.8%
21:神埼北	1,179	581	216	365	49.3%
22:神埼南	10,287	3,524	1,487	2,037	34.3%
23:吉野ヶ里	16,171	4,289	2,000	2,289	26.5%
総計	331,524	101,322	44,502	56,820	30.6%

資料：構成市町別の住民基本台帳人口

第５節　基本目標に沿った施策の展開

基本目標１　健康づくりと介護予防の推進
―高齢者の健康寿命の延伸―

本広域連合の高齢化率は 30.4%に達し、また、要介護認定者のうち要支援者が 38.5%を占めています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、転倒リスク該当者が 34.0%、また、外出の頻度が週に１回以下しかない、閉じこもりのリスク該当者が 15.3%ありました。

85 歳以上の高齢者が急増する 2040 年に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業を中心に高齢者の介護予防及び重度化防止に向けた施策を展開し、健康寿命の延伸を図ります。

（１）介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」で、高齢者の介護予防や自立支援を推進します。

地域における高齢者の移動や見守り、買い物等の支援ニーズを踏まえ、多様な主体による様々なサービスや活動の拡充や新たなサービスの創出に努めます。

■介護予防・生活支援サービスの主な取り組み

	事業	サービス内容	実施方法
広域連合	訪問型サービス	・従前相当サービス （平成 26 年法改正前の介護予防訪問介護に相当するサービス） ・生活援助型訪問サービス （身体介護が必要ない人に対して、生活援助のみのサービス）	事業者指定
	通所型サービス	・従前相当サービス （平成 26 年法改正前の介護予防通所介護に相当するサービス） ・運動型通所サービス （短時間で運動器の機能向上の支援を利用できるサービス）	
構成市町	訪問型サービス・活動	・訪問型サービス・活動Ｂ （住民ボランティアによるゴミ出し等の生活援助） ・訪問型サービス・活動Ｃ （３～６か月の短期間で行われる専門職による相談・指導等） ・訪問型サービス・活動Ｄ （買い物、通院、外出時の移動支援等）	委託 補助や助成
	通所型サービス・活動	・通所型サービス・活動Ａ （相当サービスの基準を緩和した通所型サービス） ・通所型サービス・活動Ｂ （住民主体による要支援者等を中心とした通いの場） ・通所型サービス・活動Ｃ （３～６か月の短期間で行われる専門職による運動器の機能向上等プログラム）	

事業の方向性

ア　介護予防・生活支援サービスの推進

要支援者等の様々な状態に応じたサービスを提供できるよう、本広域連合及び構成市町がそれぞれの役割に応じて、多様なサービスの充実を図り、要支援者等の自立した日常生活を支援します。

本広域連合においては、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスに加え、要支援者等の状態や必要性に応じた選択を可能とするために、生活援助型訪問サービスや運動型通所サービスを実施しています。

■訪問型サービス（指定事業者によるサービス提供）の利用実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
従前相当サービス	1,216 人	1,239 人				
生活援助型訪問サービス	33 人	27 人				

■通所型サービス（指定事業者によるサービス提供）の利用実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
従前相当サービス	1,789 人	2,007 人				
運動型通所サービス	36 人	49 人				

■構成市町が独自に実施する多様なサービスの提供実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
多様なサービスのサービス数（累積）	14	17				
多様なサービスの利用者数（実人数）	648 人	757 人				

（２）一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を目的とした住民主体による活動などを推進する事業です。

リハビリテーションの理念のもと、生活機能全体の向上を目的として、理学療法士や作業療法士等の専門職と連携することで、事業の充実を図ります。

■一般介護予防事業の主な取組

	主な取組
構成市町	・パンフレットや広報等による啓発 ・介護予防（運動、口腔、栄養、ものわすれ等）教室の開催 ・自主的な活動グループの育成、支援 ・介護予防に関するボランティア等の人材育成 ・高齢者ふれあいサロン事業等、社会参加の促進 ・介護予防に資する生きがいづくり講座等の開催　　等
広域連合	・マスメディア等を活用した介護予防の普及啓発 ・介護予防推進員派遣事業の実施 ・サポーティア事業の実施　　等

事業の方向性

ア　介護予防普及啓発事業の推進

①介護予防教室の実施

運動器や口腔機能の向上や栄養改善に係るプログラムを実施するなど、構成市町それぞれの実情に応じた介護予防教室等を開催します。

■介護予防教室等（介護予防普及啓発事業）の開催実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施回数	2,445 回	2,494 回				
参加者延べ人数	24,256 人	25,090 人				

②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

本広域連合の構成市町が各市町の高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び介護予防の取組に係る健診・医療、介護のデータ等の情報を活用し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するものです。

本広域連合では、この事業が着実に進むよう、構成市町へ必要なデータの提供などを行います。

イ　地域介護予防活動支援事業の推進

①高齢者の通いの場の活動促進支援

住民主体の通いの場等の活動やそのための拠点整備を進め、高齢者が地域の中でいきいきと活動できる機会の充実を図ります。

また、通いの場の在り方についても、構成市町と連携し地域の実情に合わせて検討してきます。

■通いの場の開催実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
箇所数	318 箇所	359 箇所				
参加者数	4,482 人	4,896 人				
参加率	4.4%	4.8%				

※参加率＝参加者実人数/高齢者人口

②サポーティア事業（ボランティア・ポイント事業）の充実

介護ボランティア活動を行う高齢者自身の介護予防を趣旨としたサポーティア事業（ボランティア・ポイント事業）の充実を図り、高齢者の社会参加活動を促進します。

■サポーティア事業（ボランティア・サポート事業）の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
サポーティア登録者数	1,514 人	1,731 人				

ウ　地域リハビリテーション活動支援事業の推進

①住民主体の通いの場等への専門職員の派遣

住民主体の通いの場等へ介護予防推進員を派遣し、専門的な知見に基づく安全で効果的な運動方法の指導やフレイル予防等に関する助言を行うなど、地域における介護予防活動を支援し、継続的・効率的な介護予防を推進します。

■介護予防推進派遣事業（自主グループへの派遣）の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
延べ派遣回数	317 回	342 回				
延べ参加者数	3,283 人	3,621 人				

■介護予防推進派遣事業（高齢者サロン等への派遣）の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
延べ派遣回数	26 回	38 回				
延べ参加者数	447 人	745 人				

②リハビリテーション専門職派遣事業の推進

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、専門的な見地から高齢者の有する能力を評価し、介護予防や自立支援の観点から助言を行うなど、リハビリテーション専門職団体と連携した取組を推進します。

■リハビリテーション専門職派遣事業の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
派遣回数	１回	１回				

基本目標２　地域で支え合うしくみづくり
―地域包括ケア体制の充実―

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、認知症になっても住み慣れた地域で生活したい方の割合は 50%を超え、介護が必要となったとしても 30%を超える方が自宅で暮らしたいと考えています。

高齢者が、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、地域の関係者と連携して、高齢者の心身の状況や生活の実態を把握し、地域における適切なサービスの利用につなげることで、地域包括ケア体制の充実を図ります。

（１）地域包括支援センター運営の充実

地域包括支援センターが高齢者やその家族からの相談に適切に対応できるよう、関係機関と連携し支援機能の充実を図ります。

また、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援など、近年増加している課題にも対応出来るよう機能強化に努めます。

■地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）の設置状況

（単位：箇所）

構成市町	市町直営のセンター	民間法人設置センター	計
佐賀市	1	14	15
多久市	1	―	1
小城市	1	2	3
神埼市	1	2	3
吉野ヶ里町	1	―	1
合計	5	18	23

事業の方向性

ア　地域包括支援センターの体制整備と機能の充実

地域包括支援センターの円滑な運営を推進するために、適切な人員配置を含む体制の整備に努めるほか、デジタル技術を活用した文書管理業務等の事務負担軽減を進めます。

また、緊急時に備えて策定された業務継続計画（BCP）の見直しを適宜行い、緊急時においても適切に業務を続けられる体制を維持します。

イ　地域包括支援センター職員向けの研修の実施

地域包括支援センターに配置された専門職が、柔軟な手法を用いて業務が遂行できるよう、地域包括支援センター職員向けの研修を実施し、職員の資質向上を目指します。

ウ　地域包括支援センターの事業評価・点検の実施

地域包括支援センターが、地域において求められる機能を十分に発揮することができるよう、業務の状況を定期的に把握・評価し、地域包括支援センターの業務の改善や体制整備など必要な措置を講じます。

エ　地域ケア会議の充実

①地域ケア会議の実施

高齢者個人に対する支援や地域包括支援ネットワークの構築等の機能充実を図るため、引き続き地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議を通じて発見された多様な地域課題について、構成市町や医療・介護等の専門職及び地域の様々な関係者と連携し、解決に向けた取り組みを推進します。

■地域ケア会議の開催実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
会議開催数	221 回	219 回				
取り扱い事例延べ件数	204 件	192 件				

②アドバイザー派遣事業の推進

要支援者等の自立支援に向けた個別課題の解決や、地域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力の向上に向けて、各種専門職団体と連携し、地域ケア会議へアドバイザーを派遣する事業（アドバイザー派遣事業）を引き続き継続します。

※アドバイザー：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、栄養士、薬剤師　等

■地域ケア会議の開催実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
アドバイザー派遣延べ人数	270 人	251 人				

オ　地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

重層的支援体制整備事業など、構成市町の考えに基づき行われている事業と整合性を図りながら、本広域連合では介護保険者としての役割を担うことで地域共生社会の実現を目指します。

（２）在宅医療・介護連携の推進

85 歳以上の高齢者人口が増加し、医療と介護の複合的なニーズが高い慢性疾患等を有する高齢者が増加することが、今後予測されている中で、2040 年に向けた新たな地域医療構想等の動向も踏まえながら、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるために、PDCA サイクルに沿った取り組みを推進します。

また、多職種連携や入退院時・在宅・施設など様々な場面における医療と介護の一体的な提供体制の構築を推進します。

本広域連合では、構成市町ごとに各郡市医師会等と連携し、医療・介護関係者の連絡会議や研修会の効果的な開催、相談窓口の運営等の体制整備を進めています。

事業の方向性

ア　在宅医療・介護連携のための会議、研修の実施

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を生活地域で支えていくため、構成市町とそれぞれの郡市医師会等の関係機関との連携を更に強化し、多職種協働による会議・研修会等の開催を通じて、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

■医療・介護関係者の会議・研修会の開催実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開催数	22 回	20 回				

イ　退院支援ルールの活用

高齢者に対して、入院から退院後の在宅生活まで切れ目ない医療と介護サービスの提供が行えるように作成した「退院支援ルール」の周知を図り、入退院時に医療機関と介護支援専門員等による情報共有を確実に行えるよう支援します。

（３）生活支援体制の整備

生活支援体制整備事業は、構成市町ごとの地域資源や支援ニーズを踏まえた独自の取組が求められる事業であり、地域における多様な主体の参画やボランティア等地域住民の力の活用など、生活支援の担い手の育成や生活支援等サービスの創設に向けた取組を進めています。

本広域連合では、構成市町区域（第１層）及び日常生活圏域（第２層）に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しており、生活支援コーディネーターと構成市町の協議体が連携して、通いの場等の地域資源や支援ニーズの把握、各地域団体への協力依頼等の働きかけなど、地域における支え合い・助け合いを促進するための基盤整備を行っています。

事業の方向性

ア　生活支援コーディネーター、協議体の機能充実

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、地域住民が共に支え合う地域づくりを目的として、それぞれの構成市町がその地域性によって、生活支援コーディネーターや協議体の機能充実等を図ります。

また、地域における課題や資源の把握、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、ネットワークの構築、高齢者等が自ら支援の担い手になるような取組等を推進します。

イ　生活援助型訪問サービスヘルパー養成研修の実施

生活援助型訪問サービスヘルパー養成研修では、要支援者等への適切な生活支援サービスや介護予防の提供ができるよう、必要な知識や技術を習得できるカリキュラムを実施しています。総合事業におけるサービス等、地域における担い手の養成を推進します。

■生活援助型訪問サービスヘルパー養成研修の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受講者実人数	12 人	23 人				

ウ　就労的活動支援コーディネーターの拡充

地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくためには、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進することは重要な取組の一つとなります。就労的活動支援コーディネーターの配置など構成市町の実情に合わせた体制整備を推進します。

エ　構成市町による老人クラブ等への支援

老人クラブ活動やシルバー人材センター等、高齢者の社会参加や地域活動の活性化に向けた構成市町の取組を支援します。

■（参考）構成市町が高齢者福祉事業（一般財源等）で取り組む「社会参加の推進」のための主な取組

	主な取組
構成市町	（社会参加の推進） ・老人クラブ活動支援事業 ・シルバー人材センター支援事業 ・敬老会行事助成　等

（４）認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進基本計画」を踏まえ、認知症のある人が尊厳を保持しつつ、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

これまでの施策の推進に加え、一人一人が個人としてできることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる「新しい認知症観」に立ち、認知症本人やその家族の意見を施策の企画・立案や情報発信へ積極的に反映させる取組を構成市町と連携し進めます。

事業の方向性

ア　普及啓発・相談体制整備

①新しい認知症観の普及啓発

認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」や共生社会の理念について、地域住民や事業者等への正しい理解と浸透を図る普及啓発活動を推進します。

②本人発信支援および相談体制の充実

認知症施策の推進には、認知症本人の声を聴くことが大切です。認知症本人の視点や意見を施策・発信に反映させ、「認知症ケアパス」等を活用しながら、認知症に関する相談先や医療・介護情報のわかりやすい発信・相談体制の周知を図ります。

③認知症サポーター養成講座等の実施

地域住民、学生、企業等を対象に認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症に関する知識の普及を図るとともに、認知症サポーターが地域で主体的に活躍できる環境づくりを進めます。

■認知症サポーター養成講座の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
開催回数	79 回	84 回				
参加者数（延べ）	2,866 人	2,880 人				

④認知症高齢者見守り事業

一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれている状況に対応するため、地域の多様な関係者の協力や連携による見守りネットワークの構築など、構成市町の実情に応じた地域での見守り体制を構築・強化します。

イ　認知症初期集中支援の推進

構成市町ごとに配置している認知症初期集中支援チームの活用により、認知症のある人やその家族に早期に関わり、早期診断や適切な対応、家族介護者の負担軽減・支援に努めます。

■認知症初期集中支援チームの活動実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
訪問支援対象者数（実人数）	19 人	11 人				
訪問支援回数（延べ）	126 回	126 回				

ウ　認知症地域支援・ケア向上

①認知症地域支援推進員活動の推進

地域包括支援センター等に配置している認知症地域支援推進員により、認知症のある人や家族等の相談支援や認知症ケアパスの活用促進、医療・介護機関やサービス事業所との連携など、構成市町の実情に応じた取組を強化します。

②認知症カフェ等の推進

認知症のある人や家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」など、それぞれの思いや希望を共有し合える場の創出・周知に努め、地域におけるつながりを支援します。

■認知症カフェ等の設置実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
箇所数	24 箇所	23 箇所				

エ　チームオレンジの推進

チームオレンジコーディネーターを中心に、認知症サポーター等の活動を具体的な支援につなげていくための仕組みづくりを行うなど、それぞれの構成市町の実情に応じた地域づくりを推進します。

■チームオレンジの設置実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
箇所数	33 箇所	46 箇所				

基本目標３　自立と安心につながる支援の充実
―在宅生活への支援と権利擁護の推進―

高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を継続できるよう、配食等を活用した見守りや住宅環境整備などの生活支援を推進するほか、ケアプランや住宅改修等の点検による介護給付の適正化を図り、制度の持続可能性を高めます。

また、頼れる身寄りのない高齢者等の相談体制の拡充や成年後見制度の活用促進を図り、地域全体で高齢者の権利と安心な暮らしを守る取組を進めます。

（１）介護保険事業運営の安定化

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする要介護者等に対し適切に認定を行い、受給者が真に必要とする過不足ない適切なサービスを提供することを通じて、介護保険制度への住民の信頼を高め、保険財政および事業運営の持続可能性と安定化を図るものです。

国の第 10 期基本指針に基づき、主要事業である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「縦覧点検・医療情報との突合」を重点的・効果的に推進します。

事業の方向性

ア　要介護認定の適正化

①認定調査内容の点検

すべての認定調査内容について継続して点検を行うとともに、部分的に直接調査を行い、適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。

②認定調査員の資質向上

委託事業所の調査員について、研修会の開催、個別の指導・助言を実施することにより、調査技術の向上を図ります。

③認定審査会の簡素化、効率化

介護認定審査会は、コンピュータシステムの運用により、委員の作業の軽減や、正確性・迅速化等の向上を目標とし、運営の適正化を図ります。

④判定基準の平準化等

介護認定審査会委員長・副委員長会議を開催し、判定基準の平準化及び公平性の維持向上を図ります。

イ　ケアプランの点検と住宅改修等の点検

①ケアプランの点検

受給者の状態に適合したサービス提供を確保するために、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを介護支援専門員とともに点検することにより、介護支援専門員の「気づき」を促し、適正なプラン作成に向けた支援を行います。

②住宅改修等の点検

状態に応じた適切な住宅改修や福祉用具購入・貸与を推進するために、その必要性や利用状況等について専門家による書類、施工の点検を実施するとともに、施工事業者への研修会を開催するなど、適切な住宅改修等の実施に努めます。

ウ　医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会の適正化システムから提供される医療情報と介護保険の給付情報を基に、介護報酬の支払状況の確認・点検や請求内容の誤り等を早期に発見し、適正な介護報酬の請求につなげます。

■介護給付の適正化に関する実績と計画

		第９期　実績			第 10 期　計画		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
要介護認定の適正化	認定調査の保険者点検	100%	100%	100%			
	認定調査員研修会の実施回数	(新規)年２回 (継続)年１回	(新規)年２回 (継続)年１回	(新規)年１回 (継続)年１回			
ケアプラン点検数（点検事業所数）		84 件 (24 事業所)	55 件 (20 事業所)	75 件 (22 事業所)			
住宅改修事前申請における点検		100%	100%	100%			

（２）地域における自立した生活の継続支援

高齢者が住み慣れた自宅や地域で可能な限りその人らしい在宅生活を継続できるよう、構成市町と連携し、多様な在宅ニーズに対応した総合的な生活支援や見守り体制の充実を図ります。

近年、介護を担う家族の高齢化や単身高齢者世帯の増加に加え、仕事と介護の両立、家族の働き方の変化など、家族介護者を取り巻く環境や支援ニーズが多様化・複雑化している昨今において、地域の中で自立した在宅生活の継続と安心の確保を目指します。

事業の方向性

ア　介護教室の開催、家族支援の場の提供

介護を行う家族等を対象に、介護の知識や技術の取得を支援する介護者教室や介護者同士の交流・悩み相談の場、情報交換の場を構成市町の実情に応じて提供します。

イ　要介護者等住宅環境整備事業

要介護者等の行動範囲の拡大や転倒予防、また、介護負担の軽減を図ることを目的とした住宅改修費の一部を助成する「要介護者等住環境整備事業」を継続し、要介護者等の在宅生活の質の向上を支援します。

ウ　配食等を利用した高齢者の見守り

栄養改善が必要な高齢者や単身高齢者に対し、地域の社会福祉法人や事業者等の配食サービス等を活用し、適切な栄養管理とともに定期的な訪問による安否確認・見守りや孤立防止を図ります。

■配食サービス等を活用した安否確認事業の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用回数	41,978 回	38,637 回				
利用実人数	244 人	287 人				

エ　在宅介護継続支援事業（介護用品支給）

紙おむつ等の介護用品を支給することにより、低所得世帯に属する高齢者の在宅介護の継続を支援します。

（３）頼れる身寄りのない高齢者等への支援

頼れる身寄りがいない高齢者等が増加しており、高齢者の孤独や孤立は大きな課題となっています。それらの課題に対応するために、本広域連合では、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）を軸とした相談体制を整備するとともに、地域ケア会議等を活用して医療・介護・福祉等の関係機関が協働し、切れ目のない支援体制の構築を地域全体で推進します。

事業の方向性

ア　地域包括支援センターにおける相談対応体制の明確化・拡充

地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）が受ける日頃の相談業務の中で、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談に必要に応じて直接訪問するなどして、本人の困りごとや生活状況を把握し必要な支援に繋げます。

イ　地域ケア会議等を活用した地域全体での支援協議

頼れる身寄りがいない高齢者等の住まいの確保や入院・入所時の手続きなどの課題について、地域ケア会議等を活用して、医療・介護・福祉などの関係機関と課題解決に向けた協議を行います。

（４）高齢者の権利擁護

本広域連合では、地域包括支援センターや構成市町と連携し、高齢者の個人の尊厳を尊重しその人らしい生活を継続できることを目指して、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の防止などの高齢者の権利擁護を支援しています。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応体制を強化し、家庭や高齢者施設等における虐待防止対策を強化することで、高齢者の権利と安全な暮らしを守ります。

事業の方向性

ア　高齢者虐待の防止及び対応

本広域連合での介護相談業務や介護事業者への指導監査業務、また、地域包括支援センターでの総合相談支援業務及び権利擁護業務において、高齢者虐待の予防や早期発見に努めます。

イ　権利擁護の促進

①成年後見制度利用支援事業

地域包括支援センターは、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行い、成年後見制度の活用促進に努めます。

また、後見等開始の申立てを行える親族がいない場合や、親族がいても申立てを行う意思がない場合は、構成市町に報告し、市町長申立てにつなげます。

■成年後見制度利用支援事業（任意事業）の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
成年後見制度の市町の申立件数	30 件	24 件				
成年後見人等の報酬助成件数	47 件	65 件				

②高齢者の消費者被害防止の取組

高齢者の消費者被害防止に向けて、関係機関と連携し、消費者被害情報等を逐次地域包括支援センターに情報発信し、消費者被害の未然防止・予防に努めます。

基本目標４　安心して介護保険サービスを利用できる環境づくり
―地域包括ケアを支えるサービス提供体制の確保―

安定的なサービス提供体制を支える「介護人材の確保・定着」は本広域連合や構成市町にとっても最も重要な課題の一つとなっています。介護人材実態調査の結果等からも、事業所における業務負担や職員不足、職場環境の改善が求められています。

また、特定地域（中山間・人口減少地域）でのサービス確保や、自然災害・感染症リスクへの備えも不可欠です。

これらを踏まえ、佐賀県・構成市町と連携した人材確保の取り組み、処遇改善や ICT 活用等による生産性向上を推進し、中山間地でのサービス確保の取り組み、業務継続計画（BCP）の実効性向上を一体的に進めます。

（１）介護保険サービス等の質の向上

本広域連合では、地域密着型サービス及び居宅介護支援事業者の指定・指導監督のほか、居宅サービス事業者の指定・指導監督の権限を県から受けて、主体的に指定・指導監督事務を行い、介護保険サービス等の質の確保・向上を図ります。

事業の方向性

ア　事業者の指定・指導監督

指定したサービス事業者等に対する運営指導の計画的かつ効率的な実施を図り、通報や苦情等に対しては、機動的に運営指導を実施します。

また、指定基準違反や不正請求等に対しては監査を行い、事業所運営の適正化を図ります。

■指定サービス事業者等に対する運営指導の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
運営指導を行った事業所数	124 事業所	110 事業所	120 事業所			

※指定介護予防サービスは、指定居宅サービスと合わせて１事業所としてカウントしています。

（２）介護人材の確保・定着と資質向上の推進

質の高い介護サービスを将来にわたり安定的に提供するため、佐賀県や構成市町等と連携し、介護の魅力発信や各種研修の活用を通じた人材確保に努めます。

また、介護事業所における処遇改善加算の取得支援や、ケアプランデータ連携システムの導入及び ICT・介護ロボット等の活用による生産性向上を推進し、働きやすい職場環境づくりと離職防止・定着を図ります。

さらに、介護支援専門員（ケアマネジャー）の日常的な資質向上、業務負担の軽減に取り組み、安心して長く働き続けられる環境整備を支援します。

■介護支援専門員を対象とした研修会の参加者数の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護支援専門員及び計画作成担当者研修会	137 人	134 人	200 人			
介護支援専門員研修会（介護支援専門員協議会との共催）	235 人	191 人	200 人			

事業の方向性

ア　佐賀県・構成市町と連携した魅力発信と人材確保

佐賀県や構成市町、関係機関等と連携し、介護の魅力発信やイメージアップを図るとともに、アクティブシニアや外国人人材など多様な人材の参入・就労に向けた機会づくりや定着支援を推進します。

イ　介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資質向上と業務の負担軽減

①介護支援専門員の質の向上（研修会等）

介護支援専門員資格の更新制廃止による法定研修の見直しがなされることから、佐賀県と連携しながら、介護支援専門員に求められるスキルアップの場を検討します。

また、佐賀中部広域介護支援専門員協議会などの関係団体と連携協力し、介護支援専門員を対象とする研修会等を実施することで、質の向上を図ります。

②ケアマネジャーの確保・負担軽減

ケアマネジャーの負担軽減に関する意見や状況の把握し、安心して働き続けられる環境整備を推進します。

ウ　介護職員等の処遇改善および介護現場の生産性向上の推進

①処遇改善加算等の取得・活用支援

介護事業所における「介護職員等処遇改善加算」の新規取得や、より上位の加算区分の取得の促進に取り組むことで、介護職員等の賃金アップや職場環境の改善による介護現場の人材確保・定着を図ります。

■介護職員処遇改善加算等の取得促進の実績と計画

	第９期　実績			第 10 期　計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護職員等処遇改善加算　取得割合	94.2%	93.1%	94.0%			

※各年度４月届出時点

②介護事業所の実態把握と生産性向上・職場環境改善の支援

定期的な調査や意見交換等を通じて、介護ロボット・ICT 等の導入状況や業務上の課題など介護事業所の実態やニーズの継続的な把握に努めます。

また、電子申請・届出システム導入による申請・届出の簡素化やケアプランデータ連携システムの導入及びテクノロジー活用による生産性向上を推進するとともに、適切な労務管理・ハラスメント対策、相談体制の確立など、事業者が取り組む働きやすい職場環境づくりと人材定着を総合的に支援します。

③介護情報基盤活用の推進

国を中心に取り組んでいる介護情報基盤整備（介護情報利活用事業）を多くの介護事業所が活用することを推進し、事務負担の軽減を図っていきます。

（３）特定地域（中山間・人口減少地域）への対応

過疎化や人口減少が進行する特定地域において、持続可能なサービス提供体制を確保するため、特定地域サービスの活用を検討するほか、地域の多様な資源を生かした柔軟なサービス確保に向けた取組を推進します。

事業の方向性

ア　地域の実情に応じたサービス提供体制の維持と広域連携

特定地域のような、人口減少等によりサービスの確保が懸念される地域において、指定基準の柔軟な運用などを検討するとともに、広域的なサービス利用や事業所間の連携により、必要なサービスが継続的に提供される体制の維持を図ります。

イ　移動支援によるサービスの確保

中山間地域等におけるサービス利用を支えるため、構成市町が取り組む地域交通・移動支援施策との連携を図ります。

（４）災害・感染症対策等に係る体制の整備

地震や台風、局地的な集中豪雨などの自然災害の発生や感染症の拡大など、非常時に適切に対応することができるよう、体制強化が必要となっています。

介護サービスの提供にあたっては、日頃から介護事業所等と連携し、非常災害対策や感染症拡大防止策の周知啓発、災害や感染症発生時のサービスの確保に向けた介護事業所への支援に取り組みます。

事業の方向性

ア　災害に対する備えの検討

①介護事業所への指導等

介護事業所等に対して、非常災害対策計画や業務継続計画（BCP）の策定状況、避難訓練の実施状況、災害時に必要となる物資の備蓄・調達状況などを確認し、必要な指導や支援を行います。

②佐賀県、構成市町等との連携強化

災害発生時に介護事業所において適切な避難や待機ができるよう、佐賀県や構成市町等との連携を強化します。

イ　感染症に対する備えの検討

①業務継続計画（BCP）の確認

介護事業所に対し、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、必要な指導や支援を行います。

②感染症対策の周知啓発

介護事業所の職員が、感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症対策の周知啓発を行い、感染症への対応力の向上を図ります。

③佐賀県、構成市町等との連携強化

感染症発生時に介護事業所において必要かつ適切な感染症対策が行えるよう、佐賀県や構成市町、保健所、協力医療機関との連携を強化します。

第６節　事業計画の評価

〇介護保険者の機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、介護保険者が、ＰＤＣＡサイクルを活用して、地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされています。

〇本広域連合では、本計画で定めた目標や取組、そのほか評価の指標などを定め、必要な項目は介護保険運営協議会等に報告し、適切な評価やそれに対応する施策等を検討します。

■「自立支援、介護予防」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
①介護予防／日常生活支援	◎多様なサービスの充実及び介護予防の普及啓発 〇多様なサービスの実施 〇通いの場への参加率 〇介護予防推進員の派遣実績 ◎高齢者の社会参加の推進 〇サポーティア事業の登録者数
②地域包括ケア体制の充実	◎地域ケア会議の充実 〇開催回数及び取扱い事例数 ◎市町、郡市医師会、県等と連携した取組の推進 〇医療・介護関係者研修会の開催数 ◎認知症のある人やその家族への支援の充実 〇認知症カフェ等の設置数 〇チームオレンジの設置数

■「重度化防止」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
①介護保険サービスの充実	◎地域密着型サービス等設置候補者の公募による選定数 ◎運営指導の実施数
②介護人材の確保	◎介護支援専門員を対象とした研修会の参加者数 ◎介護職員等処遇改善加算の取得促進

■「介護給付の適正化」に対応する目標

評価する項目	主な取組と評価指標
①介護給付の適正化	◎主要３事業の実施等 ※主要３事業 〇要介護認定の適正化 ・認定調査の保険者点検 ・認定調査員研修会の実施回数 〇ケアプランの点検 ・ケアプラン点検数（点検事業所数） ・住宅改修事前申請における点検 〇縦覧点検・医療情報との突合

■本計画の推進と介護保険運営協議会における評価検証

